

環 保 第 2 5 0 3 号

平 成 28年 3 月 23日

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府知事 松井 一郎

(仮称) 淀川左岸線延伸部環境影響評価準備書に対する  
環境の保全の見地からの意見について (申述)

平成27年9月24日付けで送付のあった標記準備書について、環境影響評価法第40条第2項において読み替えて適用される第20条第1項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり申し述べます。

環 保 第 2 5 0 3 号

平 成 28年 3 月 23日

大 阪 市 長 吉 村 洋 文 様

大 阪 府 知 事 松 井 一 郎

(仮称) 淀川左岸線延伸部環境影響評価準備書に対する  
環境の保全の見地からの意見について (申述)

平成27年9月24日付けで送付のあった標記準備書について、環境影響評価法第40条第2項において読み替えて適用される第20条第1項の規定により、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり申し述べます。

本計画道路については、全体の約9割がトンネル構造であり2ヶ所の換気所が設けられること、工事期間が長いこと、また工事に伴い多量の発生土や廃棄物が生じることなどから、環境保全に十分な配慮が求められるところである。

都市計画決定権者におかれては、このような状況を踏まえ、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策を実施するとともに、次の事項を実施することにより、環境への影響を可能な限り低減するよう、事業予定者等に確実に引き継がれたい。

#### (全般的事項)

- (1) 計画道路の供用と併せ、周辺地域の継続的な環境負荷の低減のため、交通管理者や道路管理者等と連携し、渋滞発生要因となりやすいランプ部、ジャンクション部や料金所周辺での交通の円滑化、周辺道路も含めた交通量の分散などの交通流対策を推進し、交通面からの環境負荷の低減に努めること。
- (2) 廃棄物や建設発生土等の運搬に伴い多くの工事用車両が走行するため、騒音、振動、大気質等への影響が考えられる。特に豊崎 IC 周辺は、施工ヤード出入り口部付近での車両の集中が想定される。このため、事業実施にあたっては、廃棄物や建設発生土の発生抑制、現場内利用を図り、工事用車両そのものの減少を図ったうえ、車両の集中回避など周辺環境に配慮した工事計画を策定すること。

#### (大気質)

- (1) 計画区域は自動車 NOx・PM法に基づく対策地域内であることを踏まえ、周辺地域の交通流の円滑化やエコドライブの普及啓発の実施及び事業実施段階でのより良い技術の導入などによる排出低減を図ることで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の影響を可能な限り小さくすること。
- (2) 大阪府域においては微小粒子状物質の環境基準達成率が低い状況であることから、微小粒子状物質（一次粒子）も除去可能な除じん装置を選定する等、排出量の低減に努めること。

- (3) ダウンウォッシュ発生時において換気塔周辺で二酸化窒素等の濃度が高くなることから、ダウンウォッシュの発生を低減するよう換気塔排気の吐出速度を高めに設定すること。
- (4) 建設機械の稼働に係る二酸化窒素の影響については、環境保全措置の実施等により確実に影響の低減を図るとともに、住居に近接した箇所で施工する場合には、工事の影響を把握しながら作業を行うこと。
- (5) 建設機械の稼働に係る粉じん等の影響については、施工区域に住居が近接していることから、工事の実施に当たっては、環境保全措置等の実施により、影響を更に低減するよう努めること。
- (6) 換気塔から排出する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を予測・評価の対象としていることが、準備書「第7章第2節選定項目及びその選定の理由」で示されていないため、評価書において明示すること。

#### (風害)

- (1) (仮称)豊崎換気所については、類似風洞実験による予測は適切でないと考えられるため、風洞実験又は数値シミュレーションによる予測を行い、その結果及び環境保全措置の検討内容について評価書に記載すること。

#### (騒音・振動)

- (1) 自動車の走行に係る騒音について、計画道路に住居が近接していることから、準備書に記載の環境保全措置に加え、最も効果の高い遮音壁や吸音材の設置などの防音対策を実施し、影響を可能な限り低減すること。  
また、計画道路の詳細設計においては、周辺住居の立地状況等に応じた防音対策を講じられるようにすること。
- (2) 換気塔の供用に係る騒音について、換気所周辺には住居が多く存在することから、事業実施段階で、より性能の高い消音装置の導入などにより、影響を可能な限り低減すること。

- (3) 本事業に伴う影響が想定される計画道路以外の道路における自動車走行の騒音について、事業実施段階において、環境影響を精査した上で、当該道路管理者及び関係機関と連携・調整を行い、周辺住居の立地状況を踏まえて、最適な環境保全対策を実施すること。
- (4) 門真 JCT の EG ランプ、FH ランプは、住居に近接するため、事業実施段階における周辺の住居等の状況を考慮して、遮音壁の設置などの環境保全対策を実施すること。
- (5) 建設機械の稼動に係る騒音及び振動については、工事施工区域に住居が近接していることなどから、工事計画の作成時に環境影響の精査を行い、最新の超低騒音型建設機械や低振動型建設機械の導入等の環境保全対策を講じることにより、影響を可能な限り低減すること。  
また、騒音、振動の状況を監視しながら作業を行い、それらの結果を踏まえ、必要に応じて、適切な環境保全対策を実施すること。
- (6) 準備書においては、工事用車両の運行に係る騒音の予測結果について、騒音レベルの増加 ( $\Delta L$ ) が 0dB となっているが、小数点以下の数値では騒音レベルの増加 ( $\Delta L$ ) が確認されていることがわかるように評価書に記載すること。

#### (地下水・地盤・土壌)

- (1) 事業の実施にあたっては、ボーリング調査箇所を増やすなど、より正確に地下水及び地盤の状況を把握し適切な工法を選定すること。  
また、工事の実施にあたっては、施工前、施工中、施工後の各段階において、地下水位、地盤高の測定などの事後調査を行い、工事の影響を監視しながら慎重に進めること。
- (2) 地下水流動保全工の地下水位の変動監視については、地下水の下流側への供給が安定する時期まで行うこと。
- (3) 「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」に示されているガスの発生、地盤の発熱に伴う影響について、予測、評価を行い評価書に記載すること。

(4) 地下水から環境基準を超える砒素等の有害物質が確認された地点があることから、適切な事前調査により、汚染の状況と分布状況を十分把握し、汚染の拡散を防ぐ適切な環境保全措置を講じること。

(5) シールド工事により砒素等の有害物質が存在する箇所を掘進するおそれがあることから、シールド工事における汚染土壌、汚染地下水の拡散を防ぐための措置を、評価書に記載すること。

#### (日照阻害)

(1) 設計の詳細を決める段階での設計内容と土地利用の状況を基に影響を精査し、地域住民との協議・調整のうえ、影響の程度に応じた措置を講じること。

#### (動物・植物・生態系)

(1) 繁殖期に工事を実施する場合には、繁殖活動を妨げないように、適切に対処すること。

また、コアジサシやコチドリの営巣環境である砂礫地や、ケリやヒバリの営巣環境である草地等は、工事の実施により創出される場合もあるため、河川敷の改変箇所だけでなく、工事施工ヤードや工事用道路等の区域内においても繁殖活動を妨げないように、適切に対処すること。

(2) 工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置による影響の予測について、工事中の一時的な改変による影響を明らかにし、評価書に記載すること。その上で、事業の実施に当たっては、工事計画の作成等において、改変面積をできる限り小さくするよう配慮すること。

## （景観）

- （１） （仮称）豊崎及び（仮称）鶴見換気所は、景観資源である「淀川河川敷」及び「花博記念公園鶴見緑地」に近接するため、換気所デザインの検討に当たっては、近接する景観資源に与える影響について配慮すること。（仮称）豊崎換気所については、都市景観の観点から、新御堂筋及び地下鉄御堂筋線からの眺望についても配慮すること。

また、換気所のデザイン検討においては、デザイン方針の決定段階から、住民の意見を十分に聴いて検討を行うこと。

- （２） 「h）鶴見緑地駅付近、史跡散策モデルコース「西三荘ゆとり道・寺方周辺の史跡散策コース」」については、眺望点が史跡散策モデルコース上から外れているため、コース上の地点に予測位置を変更し、評価書において、その予測結果を記載すること。

## （文化財）

- （１） 豊崎側の開削トンネル区間には、近代土木の遺構である長柄運河跡が存在する可能性があることから、事業実施にあたっては、関係機関と連携し、試掘調査の実施等を含めその存在に配慮した対応を検討すること。

## （廃棄物等）

- （１） 建設発生土や汚泥については、技術開発の状況を踏まえた可能な限りの発生抑制を図ること。また、事業実施段階での建設リサイクル推進計画の目標値を上回るとともに現状より高いレベルでの再利用を実施すること。

さらに、現時点では事業の詳細が未定であることから、事業実施段階において、発生抑制、再利用による処分量の削減、適正な一時保管のための対策を検討した上で、発生抑制や再利用、処分に関する具体的な実施計画を策定すること。

- （２） 建設発生土や汚泥については、有害物質の有無を調査し、その結果に応じて、現場内での利用や適正な受入先への搬出を行うこと。搬出に当たっては、受入先との調整や情報共有を十分に行うこと。

また、一時保管を行う場合は、再利用、処分に関する実施計画に基づき、関係法令等を遵守し、適正に保管すること。

- (3) 建設発生土や汚泥の適正な再利用、処理、処分のため、搬出量や搬出場所等を常時把握して、施工業者や発注機関などの関係者が情報共有できるシステムを構築すること。
- (4) 建設発生土や廃棄物の運搬時の飛散流出防止方法を具体的に検討し、評価書に記載すること。
- (5) 建設汚泥の発生量の予測は、シールド工事からの発生量に高架部の杭基礎工事からの発生量を加えて行い、評価書に記載すること。

#### (地球環境)

- (1) 二酸化炭素の排出削減を確認するには、定量的な把握が必要であることから、事業実施までに、二酸化炭素の削減量の定量的な把握に努め、公表すること。

#### (事後調査)

- (1) 事業の影響を把握するため、大気質、風害、騒音、振動、低周波音、地下水、地盤、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等について、大阪府環境影響評価条例に基づき、関係機関と調整のうえ工事着手までに事後調査計画書を作成し、事後調査を行うこと。

なお、事後調査において影響が確認された場合は、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。